

J Aにおける職業紹介事業の取組み

—無料職業紹介事業・監理団体の側面に注目して—

研究員 上田 晶子

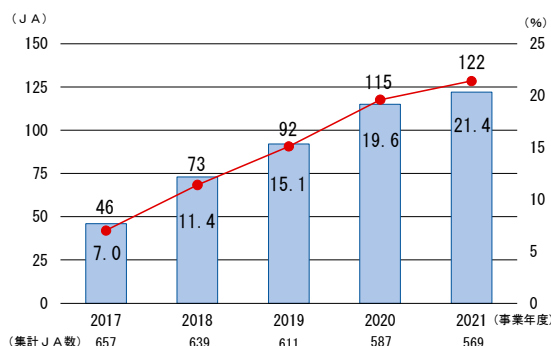
目次

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. はじめに | 4. 「特別の法人の行う無料職業紹介事業」としての側面 |
| 2. 「人材サービス総合サイト」にみる J Aの取組み | 5. 外国人技能実習制度にかかる監理団体としての側面 |
| 3. 職業紹介事業の業務運営 | 6. まとめ |

1. はじめに

J Aの職業紹介事業については、農林水産省『総合農協統計表』¹（図1）やJ A全中が実施する「全J A調査」²においても、取組みの増加が示されている。

（図1）「職業紹介」実施J A数・比率



（出典）農林水産省経営局協同組織課『総合農協統計表』平成29～令和3事業年度をもとに筆者作成。

拙稿³では、これらのほとんどは無料職業紹介事業⁴として取り組まれており、主に組合員を求人者として農業に関する職種を取り扱い、求職者の多くは国内から、短期の労働力として受け入れられていることを、厚生労働省「人材サービス総合サイト」掲載の事業所情報をもとに確認した。

本稿ではさらに全体像を把握すべく、無料職業紹介事業として取り組まれる背景や、外国人技能実習制度にかかる監理団体としての側面に注目する。

2. 「人材サービス総合サイト」にみる J Aの取組み

本節では、厚生労働省「人材サービス総合サイト」掲載情報からJ Aの取組みの現状を確認する⁵。

1 農林水産省ウェブサイト http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukyo_rengokai/index.html

2 J Aグループ『J Aグループの活動報告書2022』全国農業協同組合中央会 2023年3月 p. 15

雇用労働力確保支援（有料・無料職業紹介事業および労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の実施による支援）に取り組むJ Aの割合は55.2%（調査対象J A数551）で、2016年度の28.2%、2021年度の53.4%より増加している。

3 上田晶子「J Aにおける職業紹介事業の取組み—厚生労働省「人材サービス総合サイト」掲載情報をもとに—」『共済総研レポート』No.184 2022年12月 pp. 38-45。「人材サービス総合サイト」<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

4 「無料職業紹介事業」とは、「職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介」（職業安定法第4条第2項）事業を指す。

5 本節の主な調査方法については、厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」の職業紹介事業のページにて「都道府県：全国」、「区分：有料職業紹介事業、無料職業紹介事業」、「事業所名称：農業協同組合（部分一致）」の条件で検索した結果から総合J Aを抽出し、集計した（調査時点は2023年8月1日）。厚生労働省職業安定局ウェブサイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do>

(1) 事業別許可・届出事業所数、取扱職種

2023（令和5）年8月1日現在、職業紹介事業・労働者派遣事業の許可・届出を行っているJAは268で、集計JA数（545JA）の約半数（49.2%）を占める。事業別では、無料職業紹介が255JA・314事業所、有料職業紹介が14JA・15事業所、労働者派遣が3JA・4事業所である。取扱職種は農業が225JAで、8割以上を占めている。

(2) 取扱地域

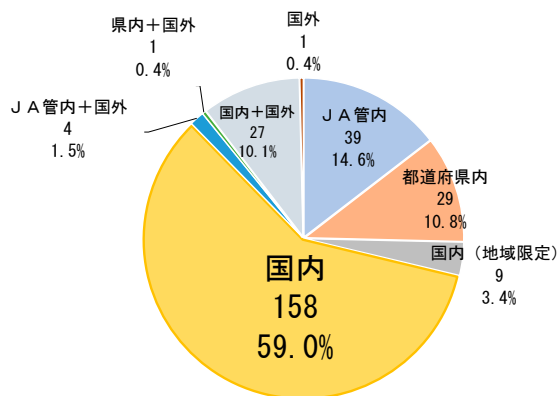
取扱地域についてみると、国内（158JA）が約6割を占め、次いでJA管内（38JA）、都道府県内（29JA）の順となる（図2）。

国外にわたる職業紹介⁶を行っているJAについては、取扱国別にみると中国が最多（31JA）で、ベトナム（5JA）、インドネシア（3JA）とアジア諸国が続く⁷。

(3) 求人にあたっての条件

求人者を当該JA組合員限定としている

(図2) 取扱地域（n=268）

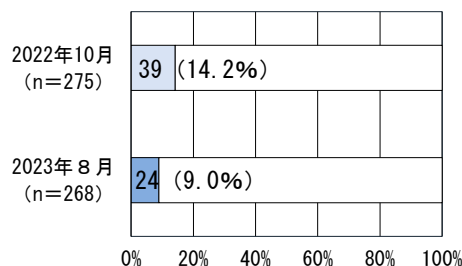


のは181JA（67.5%）で、前回（67.6%）とほぼ同割合であった。変化があったのは出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習制度にかかる職業紹介で、前回の39JA（14.2%）から24JA（9.0%）に減少した（図3）。要因として、取扱地域に国外を含めていたJAが国内のみに変更、または職業紹介事業そのものを取りやめたことが挙げられる。

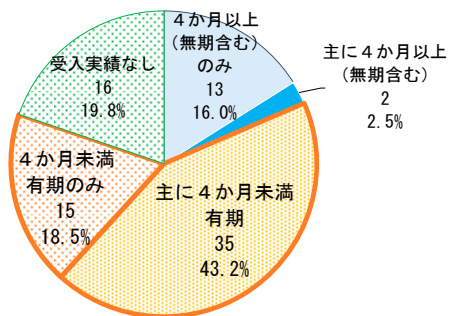
(4) 就職者受入

2022（令和4）年度の就職者受入について、数値を入力した81JAをみると、「主に4か月未満有期」が35JA（43.2%）と最多で、「4か月未満有期のみ」を加えると6割を占め、短期雇用が主となっている（図4）。

(図3) 外国人技能実習制度にかかる職業紹介



(図4) 就職者受入（n=81）



(出典) (図2)～(図4)とも、厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」の職業紹介事業ページの検索結果をもとに筆者作成。

6 「国外にわたる職業紹介」とは、「国外に所在する求人者と国内に所在する求職者との間又は国外に所在する求職者と国内に所在する求人者との間における雇用契約の成立のあっせんを行うこと」を指す。これらの職業紹介の一部が日本国内で行われる場合は、根拠法である職業安定法の規制が及ぶ。厚生労働省職業安定局『職業紹介事業の業務運営要領』2023年4月。

7 このほか、タイ、ミャンマー、フィリピン（2JA）と、モンゴル、カンボジア（1JA）の取扱実績がある。

3. 職業紹介事業の業務運営

J Aに限らず、職業紹介事業を行おうとする者は、許可申請に不備をきたさないよう事前に事業主管轄労務局に相談を行う。事業所には責任者の選任が義務付けられており、申請前には厚生労働大臣が定める職業紹介責任者講習を受講し、責任者としての責務や必要な事務手続きについて理解する必要がある。

許可を受け事業を開始した後も、有料職業紹介事業であれば手数料の届出、有料・無料ともに有効期限更新の申請、事務所の新設や合併、事業・事業所の廃止、取扱職種範囲等の変更があれば届出を行う。ほかにも年度毎に事業報告を行うなど、多くの事務手続きが発生する⁸。

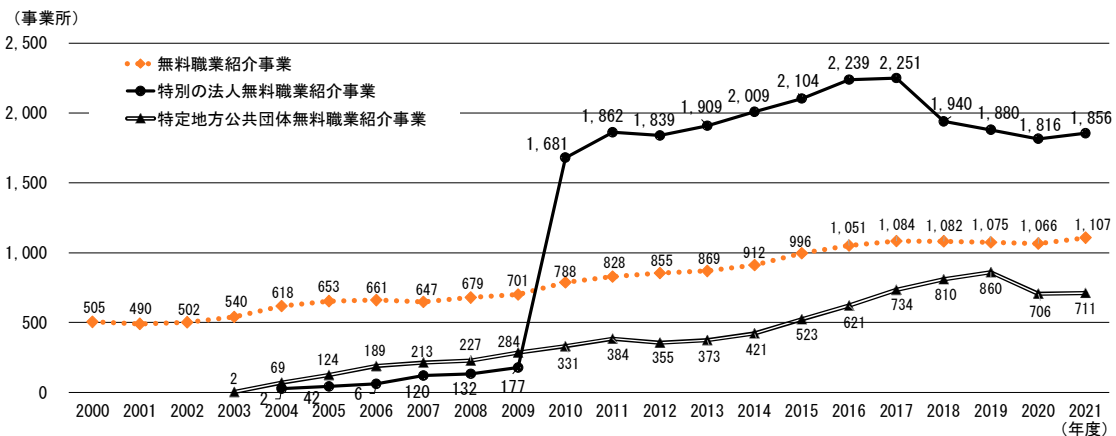
4. 「特別の法人の行う無料職業紹介事業」としての側面

一般に職業紹介事業の多くは有料で運営されており、2021（令和3）年度末時点の事業所数は27,569であった。

J Aの職業紹介事業が無料で行われているのは、2004（平成16）年3月、職業安定法の改正法施行に伴い、J Aや商工会議所等特別の法律により設立された法人が、構成員等を対象に行う無料職業紹介について、「特別の法人の行う無料職業紹介事業」として、届出での実施が可能になったことによる⁹。背景には小泉純一郎首相（当時）の諮問機関「総合規制改革会議」のアクションプラン実行ワーキンググループにおける議論があり、規制改革推進により民間事業者が職業紹介事業への参入が促進されたためである¹⁰。事業所数について、厚生労働省による集計初年度の2004（平成16）年度末時点は26事業所であったが、2010（平成22）年度には事業所数の急増をみせた（図5）。

本節では、職業紹介事業の農業にかかる求職・求人、就職の状況について、職業区分「農業の職業」として比較可能な2014（平成26）年度以降の推移を示す。

（図5）無料職業紹介事業・種類別事業所数



8 厚生労働省職業安定局『職業紹介事業の業務運営要領』2023年4月

9 「平成16年度職業紹介事業報告の集計結果について」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0117-1.html>

このほか、特定地方公共団体無料職業紹介事業（地方公共団体が自らの施策に関する業務に附帯して行う無料職業紹介事業）がある。

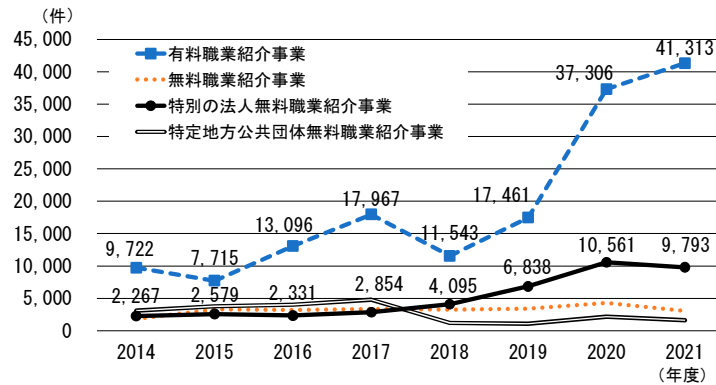
10 内閣府「総合規制改革会議」第6回 アクションプラン実行WG 議事次第 2003年4月22日

(1) 求職・求人

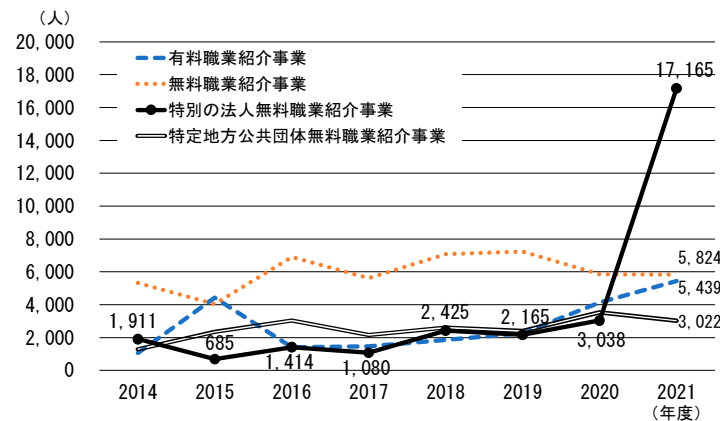
新規求職申込件数については有料職業紹介事業の取扱いが多い(図6)。常用求人数については特に2021(令和3)年度、臨時日雇

求人延数については各年度で、特別の法人の行う無料職業紹介事業が他を上回っている(図7・8)。

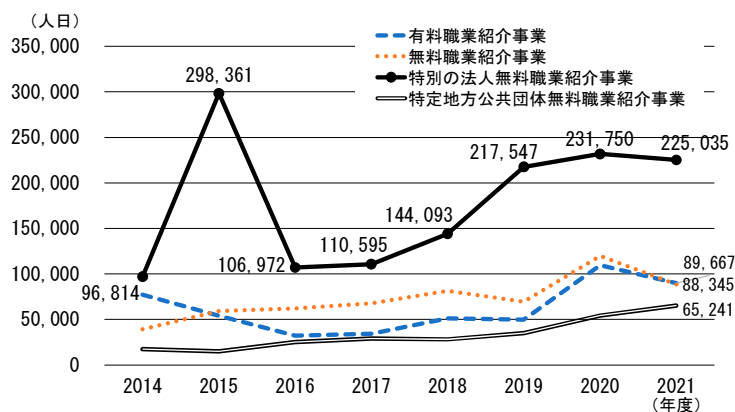
(図6) 農業の職業 新規求職申込件数



(図7) 農業の職業 常用求人数



(図8) 農業の職業 臨時日雇求人延数



(出典) (図5) ~ (図8)とも、厚生労働省「職業紹介事業報告書(職業紹介事業の事業報告の集計結果)」をもとに筆者作成。

(2) 就職

常用就職件数については2021（令和3）年度に数を減らしているものの、特別の法人の行う無料職業紹介事業は有料職業紹介事業と同程度の件数で推移している（図9）。

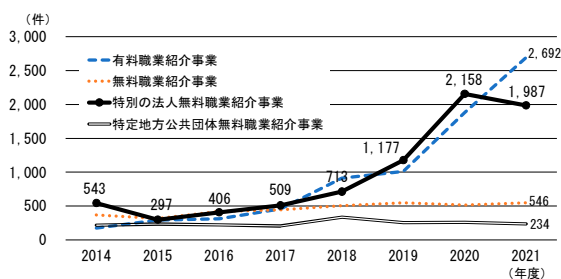
反面、臨時日雇就職延数については他を大きく上回っている（図10）。

(3) 国外にわたる職業紹介

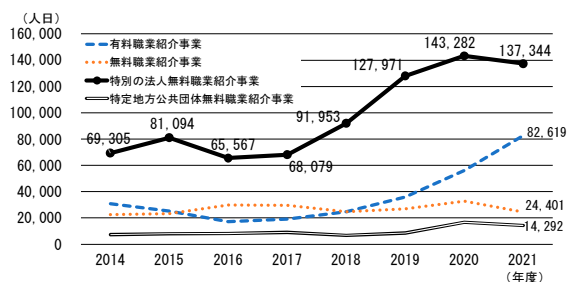
国外にわたる職業紹介については、2017（平成29）年度をピークに取扱いを減らしているものの、他を大きく上回ってきた（図11・12・13）。

本節で示した「特別の法人の行う無料職業紹介事業」の「農業の職業」関連の推移については、JA・JAグループ、専門農協以外の事業所が行う件数も含まれているが、農業人材確保にかかる全体的な傾向を示すことが可能であると考え、ここに紹介した。

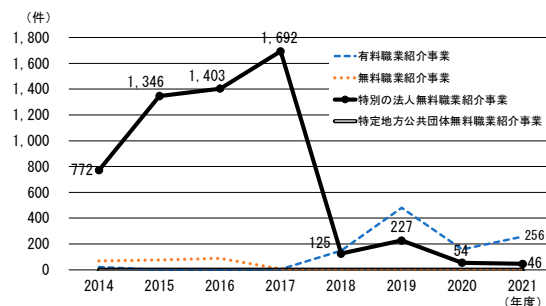
（図9）農業の職業
常用就職件数



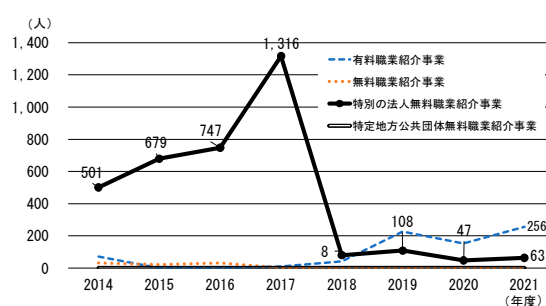
（図10）農業の職業
臨時日雇就職延数



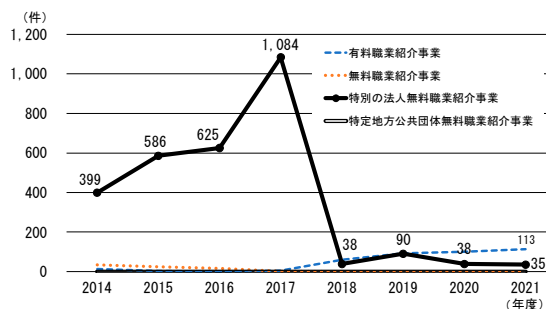
（図11）国外にわたる職業紹介
農業の職業 新規求職申込件数



（図12）国外にわたる職業紹介
農業の職業 求人数



（図13）国外にわたる職業紹介
農業の職業 就職件数



（出典）（図9）～（図13）とも、厚生労働省「職業紹介事業報告書（職業紹介事業の事業報告の集計結果）」をもとに筆者作成。

5. 外国人技能実習制度にかかる監理団体としての側面

J Aのなかには国外にわたる職業紹介、特に外国人技能実習制度にかかる職業紹介を取り扱っていることは既に述べた。本節では厚生労働省が扱う職業紹介事業とは別に、監理団体として技能実習生を受け入れるJ Aについてみる。

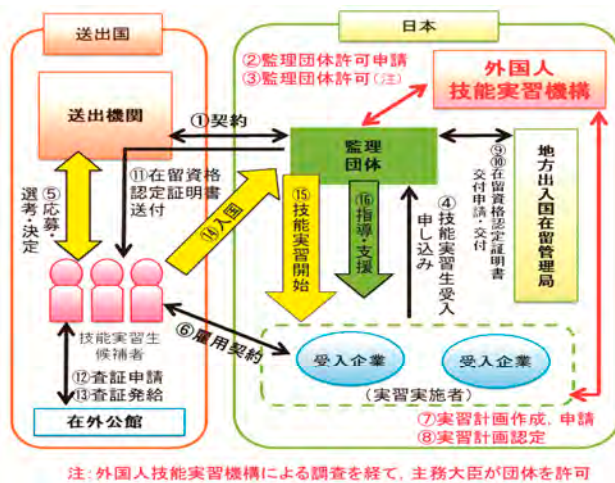
技能実習制度における受入れの仕組みは(図14)のとおりである¹¹⁾。J Aは監理団体として技能実習生送出国の送出機関と契約し、入国した実習生および実習実施者としての受入企業等に対し指導・支援を行う立場にある。

技能実習生の入国時の在留資格は「技能実習1号」で、監理団体において原則2か月の講習(座学)を実施し、その後受入企業(実習実施者)との雇用関係を結び実習を行う。実習は「修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること」といった認定基準がある。

実習生は1年目を終わると実技・学科試験を受け、合格すると在留資格が「技能実習2号」に変更となる。対象職種は送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(技能実習2号移行対象職種・作業)である。さらに3年目を終わると実技試験を受け、合格すると「技能実習3号」に変更となり、在留期間が更新される。実習生は技能実習3号としての実習開始前後1年以内に一旦1か月以上帰国するが、さらに2年の実習期間を経て実技試験に合格すると帰国する流れで、在留期間は最長5年となる。

監理団体には「一般監理団体」と「特定監理団体」の2種類がある。前者は技能実習1号から3号(最長5年受入可能)について、後者は技能実習1号と2号(最長3年受入可

(図14) 技能実習制度 受入れの仕組み【団体監理型】



能) について実習監理を行うことができる団体である。

技能実習2号移行対象職種・作業は88職種161作業(2023(令和5)年7月現在)あり、農業については2職種6作業の区分を設定している(表1)。

技能実習制度は長く「国際貢献」として位置づけられてきたが、近年は一定の技能と日本語能力を備え、即戦力となる労働者を確保したいという、様々な産業の事業者の要請に応える必要から、2019(平成31)年4月より

(表1) 技能実習制度 農業関係
技能実習2号移行対象職種・作業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作：野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

(出典) (図14)・(表1)とも、法務省 出入国在留管理庁・厚生労働省 人材開発統括官「外国人技能実習制度について」(令和5年7月24日改訂版)より抜粋。

11 技能実習制度についてはこのほか、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れる仕組み(企業単独型)がある。

特定技能制度¹²が導入されている（表2）。

本節では監理団体の許可申請を担う認可法人である、外国人技能実習機構の集計リスト「監理団体の検索」¹³をもとに現状を示す。

(1) 監理団体の区分

2023（令和5）年8月9日時点で、許可監理団体として登録されているJAは49あり、一般監理団体が18JA（36.7%）、特定監理団体が31JA（63.3%）であった。多くは無料職業紹介事業を行うJAであるが、監理事業のみ実施するJAも含まれている。

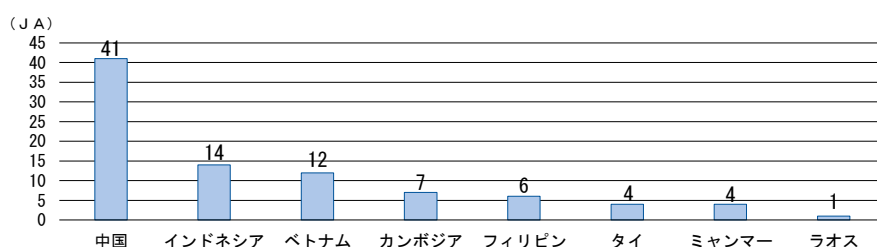
(2) 受入れ国

中国（41JA）が最多で、インドネシア（14JA）、ベトナム（12JA）と続く（図15）。

(3) 技能実習2号移行対象職種

職種については、耕種・畜産を合わせて対象とするJAが22で、45%を占めた（図16）。

（図15）受入れ国



（表2）技能実習と特定技能の制度比較（概要）

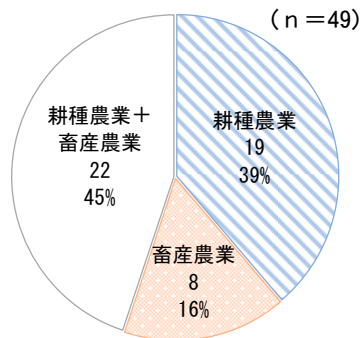
	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献	人手不足への対応
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会） 及び分野所管省庁
在留資格	技能実習	特定技能
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。 主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づき講習を受け、技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、 2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

（出典）出入国在留管理庁「技能実習制度及び特定技能制度の現状について」（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第1回・2022年12月14日開催）資料）を一部改変。

12 生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材確保が困難な産業の分野（特定産業分野）に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるべく創設された制度。

13 外国人技能実習機構「監理団体の検索（Search for Japanese Supervising Organizations）」の管理団体名（事業休止中含む）より、総合JAを抽出し、集計した。外国人技能実習機構ウェブサイト https://www.otit.go.jp/search_kanri/

(図16) 技能実習2号移行対象職種



(出典) (図15)・(図16)とも、外国人技能実習機構「監理団体の検索」検索結果をもとに筆者作成。

6. まとめ

本稿ではJAの職業紹介事業について、特別の法人の行う無料職業紹介事業と、技能実習制度にかかる監理団体の2つの側面に注目した。JAをはじめ特別の法人が非営利で行う無料職業紹介事業が、農業の継続的な労働力確保の役割を果たしてきたこと、そして少数ではあるが、監理団体として外国人技能実習生の受入れを担っていることを示した。

「人材サービス総合サイト」の検索結果については、前回と比較して、新規で職業紹介事業の取組みを始めるといふより、事業継続を取りやめる例がみられた。JAの広域合併を控えているなどの事情も推察されるが、既存の制度によらず、新たな労働力確保の模索が始まっていることも予想される。

本稿第5節で扱った技能実習制度と特定技能制度については、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が本年5月に中間報告書を取りまとめた¹⁴。技能を高めるために来日した実習生から、働きながら学ぶ外国人としての受入れへの転換や、外国人の人権に配慮し共生する社会の実現と

ともに、深刻な人手不足の課題を解決する視点から、国際的に理解が得られる制度づくりを目指し議論した経過が記されている。

さらに制度の位置付け、人材育成機能や職種・分野、人材の受入れ見込数の設定、監理団体の要件、外国人労働者の転籍や保護、日本語能力の向上方策等について論点整理を行ったうえで、今秋に本報告書が公表されることとなっている¹⁵。JAの職業紹介事業における外国人材の受入にも影響を及ぼすものであり、引き続き注視していく。

○参考文献

- (ウェブサイトについては、2023年9月13日閲覧)
- 厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>
 - 労働新聞社『職業安定法の実務解説 改訂第7版』労働新聞社 2023年2月
 - 厚生労働省職業安定局『職業紹介事業の業務運営要領』2023年4月
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>
<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001081053.pdf>
 - 厚生労働省「職業紹介事業報告書」(職業紹介事業の事業報告の集計結果について(平成12~令和3年度))
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/shoukaishukei.html
 - 内閣府「総合規制改革会議」第6回 アクションプラン実行WG 議事次第 2003年4月22日
<https://www8.cao.go.jp/kisei/giji/03/wg/action/06/sidai.html>
<https://www8.cao.go.jp/kisei/giji/03/wg/action/06/1-2.pdf>
<https://www8.cao.go.jp/kisei/giji/03/wg/action/06/2-2.pdf>
 - 出入国在留管理庁「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html
 - 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『中間報告書』2023年5月11日
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001395635.pdf>
 - 外国人技能実習機構「監理団体の検索(Search for Japanese Supervising Organizations)」
https://www.otit.go.jp/search_kanri/

14 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議『中間報告書』2023年5月11日

15 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第10回・2023年7月31日開催)資料 出入国在留管理庁ウェブサイト https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00072.html